

1 趣旨

この指針は、北方学園クラブ規約第3条に記された目的の実現を目指し、子どもたちが健康で安全に活動を進めていくために必要な規則等を記したものである。この指針に基づき、各団体の活動を推進する。

2 意義

スポーツや文化活動等を通して、同学年の間はもちろん、異学年の間とともに競い合い、励まし合い、協力し合う中で協調性を育み、連帯感を深める。また、様々な活動を通して自己努力による達成感・充実感を味わうことで、自主性や責任感を育む。

3 活動基準

(1) 活動内容

「1 趣旨」や「2 意義」を踏まえた、合理的で効率的・効果的な活動を原則とする。

(2) 活動時間

【平日放課後】

帰りの会終了後から、最終下校時刻の15分前までとする。

【平日夜間】 19時～21時までとする。

【休日・長期休業日】

- ・集合から解散までの時間は、4時間程度とする。
- ・試合等で昼をまたぐ場合は、昼食や休憩を十分とる。
- ・鍵の貸出し・返却時間等も考慮し、練習計画を立てる。
- ・休日は、原則、北方学園クラブとして活動する。
- ・長期休業日における部活動は、校長の許可により、活動できる。

ただし、中体連の大会等必要に応じ部活動として活動することができる。

※県外への遠征や宿泊を伴う遠征等へ行く場合は、事前に事務局を通じて、運営委員長の許可を得る。

※8時30分前に鍵を借りたい場合は、事前に事務局を通じて教育委員会の許可を得る。

※8時30分前に準備をする場合、子どもではなく育成会または指導者等にて行う。なお、その場合、近隣住民に迷惑にならない

よう配慮する。

(3) 休養日

【平日放課後】 5日間のうち1日以上の休養日を設定する。

【平日夜間】 5日間のうち2日以上の休養日を設定する。

【休日・長期休業日】

- ・第3土曜日（家庭の日）は、原則活動しない。ただし、翌週に大会がある場合、事前に事務局を通じ運営委員長の許可を得る。
- ・休日に学校の授業や行事、子ども会の行事がある場合、それらを優先する。
- ・年末年始（12月29日～1月3日）とお盆（8月13日～15日）は活動しない。

4 指導者、役員、スタッフに関する事項（18歳以上）

- (1) 指導者は、公益財団法人日本スポーツ協会公認指導者資格保有者とする。
- (2) 役員及びスタッフは、当該年度の北方学園クラブ登録をしているものとする。
- (3) 各団体活動に携わるものは、北方学園クラブ規約第3条に記された目的を実現するために指導する。
- (4) 各団体の指導者等が、第3条に記されている目的や同指針「2意義」にふさわしくない行為をした場合は、運営委員会の議決により登録を取り消す等の処分をされる場合がある。
- (5) 各団体の活動は、主役たる会員・指導者等・育成会役員・保護者の同意に基づき、円滑に行う。
- (6) 会員の発育・発達に合わせた指導を行い、障がいとなるような過度な活動は禁止とする。
- (7) 各団体活動中は、少なくとも1名の指導者が指導に当たる。
- (8) 指導者等は、積極的に研修会等へ参加し、自身の資質の向上に努める。
- (9) 校地内で活動する際は、禁煙を遵守する。

5 遵守事項

活動をする場合、次のルールを遵守すること。

- (1) 夜間に活動する場合、活動終了時刻（21時）に終了し、15分後には施設の施錠をする。
- (2) 休日や長期休業日、夜間等にクラブ員を自転車で活動場所に集

合させてもよいが、その場合は、必ずヘルメット着用を義務付ける。

- (3) 活動が終了したら、安全で速やかに帰宅させる。
- (4) 校地内で活動する際には、禁煙を遵守する。

6 その他

大会等に遠征するにあたり北方町のバスを借用する場合、団体長名で借用書類を作成し、教育委員会に申請する。